

# 目黒区重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要綱

## 第1 目的

目黒区重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業は、在宅の重度身体障害者（児）に対し、その者の居住する家屋の玄関等の住宅設備改善に要する費用（以下「設備改善費」という）を給付し、もって日常生活の利便を図ることを目的とする。

## 第2 設備改善費の種目、改修範囲及び給付対象者

- 1 設備改善費の給付種目は、別表の「種目」欄に掲げる設備改善費とする。
- 2 給付対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる区内に居住する在宅の身体障害者（児）とする。
- 3 「小規模住宅改修」の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる改修を伴う手すり等の用具の購入費及び改修工事費とする。
  - (1) 手すりの取付け
  - (2) 段差の解消
  - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
  - (4) 引き戸等への扉の取替え
  - (5) 洋式便器等への便器の取替え
  - (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 4 「中規模住宅改修」の対象となる住宅改修の範囲は、「小規模住宅改修」対象外工事及び「小規模住宅改修」の不足分とする。
- 5 設備改善費の給付にあたっては、「小規模住宅改修」を優先的に給付し、なお足りない場合に「中規模住宅改修」を適用するものとする。

## 第3 設備改善費の給付

設備改善費の給付は、対象者からの申請に基づき、現物を支給することにより行うものとする。

## 第4 費用の支払

- 1 給付対象者又はその扶養義務者は、設備改善費の一部を、次の号に定めるところにより、直接業者に支払わなければならない。
  - (1) 自己負担額は、別表に定める基準額から当該基準額の百分の九十を控除した額とする。ただし、実際に要した費用が基準額に満たない場合は、その額を基準額とする。
  - (2) 自己負担の上限月額は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第43条の3に定める補装具費の上限月額に係る負担上限月額

の例による。

- 2 給付対象者が同一月内に、本事業の給付とともに、目黒区重度身体障害者（児）日常生活用具給付等実施要綱に基づく日常生活用具の給付を受けた場合は、当該給付対象者又はその扶養義務者は、1により算定した額から日常生活用具の給付に係る費用の支払額を控除した額を、直接、業者に支払わなければならない。

#### 第5 設備の管理

設備改善費の給付を受けた給付対象者及び扶養義務者は、当該設備を給付の目的に反して使用してはならない。なお、これに違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

#### 第6 介護保険法に基づく住宅改修費の支給対象者

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費（以下「住宅改修費」という）の支給対象者が住宅改修費の支給対象となる住宅改修を行う場合は、住宅改修費の支給を受けてなお不足する額のみ設備改善費の給付を受けることができる。

#### 第7 その他

この要綱の実施に必要な細目については、別途定める目黒区重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要領に定めるところによるものとする。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

- 2 昭和63年8月1日付目福祉第257号による重度身体障害者屋内移動設備給付事業実施要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年10月2日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別表

種目	対象者	限度額
小規模住宅改修	1 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係わる障害の程度が3級以上の者 2 車いすを補装具として交付され、又は車いすに係る補装具費を支給された内部障害者 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する疾病による障害の程度に対し、保健師等の調査及び必要に応じて提出を求める医師の意見書等から住宅改修が必要と判断された者を支給対象者とする。 ※ 特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者	200,000円
中規模住宅改修	1 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係わる障害の程度が2級以上の者 2 車いすを補装具として交付され、又は車いすに係る補装具費を支給された内部障害者	641,000円
屋内移動設備	1 学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係わる障害の程度が1級の者	機器本体及び付属器具 979,000円

	2車いすを補装具として交付され、又は車いすに係る補装具費を支給された内部障害者	設備費 35 3,000円
--	---	------------------